

建築確認手数料チェックリスト

令和7年4月1日現在

申請者名									
設計者名 (代表者)	設計事務所名			設計者名					
地名地番			建物名称			床面積 (①建築)	m ²	床面積 (②省エネ)	m ²

①建築確認申請床面積(m²) 建築確認申請書第三面11のイ欄の面積 (注1、注2)

該当欄□にチェック	面積区分による手数料算定基準面積	面積区分による申請手数料(円)
☐	30m ² 以内のもの	10,000
☐	30m ² 超～100m ²	20,000
☐	100m ² 超～200m ²	32,000
☐	200m ² 超～500m ²	46,000
☐	500m ² 超～1,000m ²	48,000
☐	1,000m ² 超～2,000m ²	71,000
☐	2,000m ² 超～10,000m ²	207,000
☐	10,000m ² 超～50,000m ²	311,000
☐	50,000m ² 超～	531,000
建築確認申請面積に伴う申請手数料 ①		円

注1：当該申請が移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途の変更の場合

手数料算定基準面積 = 申請に係る床面積 × 1/2

注2：当該申請の一部に注1を含む場合

手数料算定基準面積 = 注1該当部分を除く床面積 + 注1該当部分の床面積 × 1/2

②建築確認申請における省エネ基準審査の加算額

該当欄□にチェック	省エネ基準適合方法ごとの手数料算定基準			申請手数料(円)		
☐	建築基準法第6条第3号建築物(建築士の設計による場合のみ)			加算対象外		
☐	建築基準法第6条第1号または第2号建築物			(1)に進む		
(1)	☐	建築物用途が省エネ基準適合性判定の対象外(注3)		加算対象外		
	☐	建築物用途が省エネ基準適合性判定の対象		(2)に進む		
	☐	建築物エネルギー消費性能適合性判定	民間へ申請	加算対象外		
	☐		県へ申請(別申請)	省エネ手数料チェックリストへ		
	☐	建築物消費エネルギー性能向上認定または低炭素認定		加算対象外		
	☐	長期優良住宅認定または長期使用構造等の確認		加算対象外		
	☐	設計住宅性能評価		加算対象外		
	(2)	☐	戸建て住宅	200m ² 以内のもの	18,000	
		☐		200m ² 超～	19,000	
		☐	仕様基準 (注4)	共同住宅	300m ² 以内のもの	32,000
		☐			300m ² 超～2,000m ² 以内	56,000
		☐			2,000m ² 超～5,000m ² 以内	101,000
☐		5,000m ² 超～			152,000	
省エネ基準審査のため、①の手数料に加算する申請手数料 ②				円		

注3:建築物省エネ法第20条各号のいずれかに該当する建築物(居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの、文化財等、仮設建築物等)

注4:省エネ基準の審査が必要な面積(床面積(②省エネ)) ※判断が難しいものは事前相談をお願いします

☐	計(減免無しの場合) ①+②	円
☐	佐賀県条例第31条の3による減免の場合(全額免除 or (①+②)1/2)	円

建築確認手数料チェックリスト「記入例」

令和7年4月1日現在

申請者名	佐賀 太郎							
設計者名 (代表者)	設計事務所名	佐賀一級建築士事務所			設計者名	佐賀 花子		
地名地番	佐賀市城内1-1-59	建物名称	佐賀住宅	床面積 (①建築)	210.00 m ²	床面積 (②省エネ)	190.00 m ²	

①建築確認申請床面積(m²) 建築確認申請書第三面11のイ欄の面積 (注1、注2)

該当欄□にチェック	面積区分による手数料算定基準面積	面積区分による申請手数料(円)
☐	30m ² 以内のもの	10,000
☐	30m ² 超～100m ²	20,000
☐	100m ² 超～200m ²	32,000
☒	200m ² 超～500m ²	46,000
☐	500m ² 超～1,000m ²	48,000
☐	1,000m ² 超～2,000m ²	71,000
☐	2,000m ² 超～10,000m ²	207,000
☐	10,000m ² 超～50,000m ²	311,000
☐	50,000m ² 超～	531,000
建築確認申請面積に伴う申請手数料 ①		46,000 円

注1：当該申請が移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途の変更の場合

手数料算定基準面積 = 申請に係る床面積 × 1/2

注2：当該申請の一部に注1を含む場合

手数料算定基準面積 = 注1該当部分を除く床面積 + 注1該当部分の床面積 × 1/2

②建築確認申請における省エネ基準審査の加算額

該当欄□にチェック		省エネ基準適合方法ごとの手数料算定基準		申請手数料(円)		
☐		建築基準法第6条第3号建築物(建築士の設計による場合のみ)		加算対象外		
☒		建築基準法第6条第1号または第2号建築物		(1)に進む		
(1)	☐	建築物用途が省エネ基準適合性判定の対象外(注3)		加算対象外		
	☒	建築物用途が省エネ基準適合性判定の対象		(2)に進む		
	☐	建築物エネルギー消費性能適合性判定	民間へ申請	加算対象外		
	☐		県へ申請(別申請)	省エネ手数料チェックリストへ		
	☐	建築物消費エネルギー性能向上認定または低炭素認定		加算対象外		
	☐	長期優良住宅認定または長期使用構造等の確認		加算対象外		
	☐	設計住宅性能評価		加算対象外		
	☒	仕様基準 (注4)	戸建て住宅	200m2以内のもの	18,000	
	☐			200m2超～	19,000	
	☐		共同住宅	300m2以内のもの	32,000	
	☐			300m2超～2,000m2以内	56,000	
	☐			2,000m2超～5000m2以内	101,000	
☐	5,000m2超～			152,000		
省エネ基準審査のため、①の手数料に加算する申請手数料 ②				18,000円		

注3:建築物省エネ法第20条各号のいずれかに該当する建築物(居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの、文化財等、仮設建築物等)

注4:省エネ基準の審査が必要な面積(床面積(②省エネ)) ※判断が難しいものは事前相談をお願いします

☒	計(減免無しの場合) ①+②	64,000 円
☐	佐賀県条例第31条の3による減免の場合(全額免除 or (①+②)1/2)	円